

## 地域生活支援拠点等の整備について

### 1 地域生活支援拠点等について（裏面参照）

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ等、地域の実情に応じて障がい児者の生活を地域全体で支える体制（以下、「地域生活支援拠点等」という。）の整備については、国の指針を受け、第4期障がい福祉計画において、平成29年度末までに市内に1か所整備することを目標としている。

### 2 整備に向けた進捗状況

本市では、緊急時の対応や家族にとってのレスパイト（休息）のために、障がいの種別に共通して求められている短期入所の不足や、施設入所者や精神科入院患者の地域移行の推進が課題となっており、これらに対応する機能を備えた施設を地域生活支援拠点等の主要施設の1つとして、国・市の施設整備費補助金を活用して整備するため、市は平成28年度予算を措置し、平成28年3月に国庫補助協議を行った。国庫補助協議の内示は7月末に示される予定である。

### 3 今後の取組について

#### （1）協議会での検討について

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域における障がい児者への支援体制に関するニーズの把握及び課題について関係機関が情報を共有するとともに、地域の実情に応じて地域生活支援拠点等がどのような機能を担うのか、協議会の場を活用し、検討する必要がある。

平成27年度に厚生労働省が実施した地域生活支援拠点等整備推進モデル事業では、地域生活支援拠点等の整備に向けて自立支援協議会の部会等で検討を重ねている。また、自立支援協議会は地域の実情に応じた体制の整備等を検討する場であり、地域における障がい者等への支援に関する関係機関等との連携や課題の情報共有を図る役割を担っている点を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備に向けて、自立支援協議会の部会で検討していくたい。

#### （2）協議会開催スケジュール案

時期		協議会	施設整備
平成28年度	7月	部会の設置	国の内示
	8月		
	9月～1月	部会の開催（3回程度）	整備実施
	2月～3月	施策推進協議会に「地域生活支援拠点等整備案」を提案	竣工
平成29年度	5月～6月	地域生活支援拠点等の運用開始。 定期的に部会を開催し、随時運営の見直しを行う。	開所

## 地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。

